

19世紀末における、日本伝統音楽振興の動向―継山流箏曲組歌伝授書改訂の背景―

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/00065942

中日音乐比较研究

中日音楽比較研究

暨团伊玖磨音乐创作研究国际学术研讨会

及び團伊玖磨先生音楽創作研究国際學術シンポジウム

发言稿

発言原稿

目 录

1、團伊玖磨先生と日中文化交流.....	3
2、中日文化交流的“人民友好使者”——团伊玖磨先生.....	6
3、中日音乐比较研究简述.....	9
4、團紀彦先生 ビデオメッセージ.....	14
5、1970—1980年代团伊玖磨的中国音乐取材活动——以日、中文化交流协会活动为中心.....	17
6、私的團伊玖磨論.....	21
7、團伊玖磨の人生と創作.....	24
8、團伊玖磨の作曲活動を巡る一考察—東京音楽学校時代とその後の創作.....	28
9、团伊玖磨音乐创作的中国情愫.....	31
10、团伊玖磨歌曲浅识.....	34
11、团伊玖磨艺术歌曲特点初探.....	36
12、团伊玖磨的合唱音乐创作初探.....	39
13、团伊玖磨合唱《海角的墓》音乐分析.....	42
14、团伊玖磨先生的交响曲、管弦乐与室内乐作品创作研究.....	45
15、烟斗氤氲气 助晓歌剧音——团伊玖磨歌剧创作特征初探.....	47
16、歌剧《夕鹤》音乐分析.....	49
17、团伊玖磨歌剧咏叹调《天照》的音乐戏剧功能.....	52
18、团伊玖磨歌剧《素笺鸣》和声技法思维探赜.....	54
19、团伊玖磨歌剧《荒山狐乐》中独唱与合唱《阿宝》幼童音乐特色.....	57
20、林谦三《东亚乐器考》研究的方法论.....	59
21、岸边成雄先生的唐代音乐史研究与音乐史料学建设.....	61
22、江戸時代における催馬楽の復元と創造—平安時代の音楽文化を再現させようとする浦上玉堂の試み.....	63
23、音楽教育家、近森出来治による日中音楽交流.....	66
24、海を渡った楽器図像.....	69
25、彦根城博物館所蔵「律呂図板」の構造と理論.....	72
26、19世紀末における、日本伝統音楽振興の動向—継山流箏曲組歌伝授書改訂の背景—.....	76
27、花街の知的刺激—長崎丸山の宴を中心に—.....	84
28、唐乐《秦王破阵乐》古谱复原演奏研究——以《五弦琴谱》中《秦王破阵乐》为中心.....	87
29、接受·改造·传承——再议日本现代尺八之渊源.....	91
30、曲全其势 南楼华月之半弓——龟兹竖箏篳的重现.....	94
31、唐乐曲《娥媚娘》的古谱复原演奏研究——以五弦琵琶谱《五弦琴谱》中《娥媚娘》、琵琶谱《天感乐外妓乐谱》中《娥媚娘》与《珍乐类》中笙谱《娥媚娘》为中心.....	96

26、19 世紀末における、日本伝統音楽振興の動向—継山

流箏曲組歌伝授書改訂の背景—

笠井津加佐笠井純一

1. 菊田^{やえのいち}八重都による伝授書改訂の意義

本稿でいう「伝授書」とは、箏曲組歌の伝授に際して師匠から授けられ、流派の伝統を象徴する巻物である。筆者らは先年、^{つぐやま}継山流伝授書の大規模な改定とその意義について見解を述べたが 1)、その後、修正すべき箇所や論じ足りなかった問題に気づいた。本稿ではその補訂を手がかりに、19 世紀末における日本伝統音楽振興の一動向を明らかにしたい。

まず、八橋検校以降の箏曲諸流派について、必要な範囲で系譜を示そう 2)。

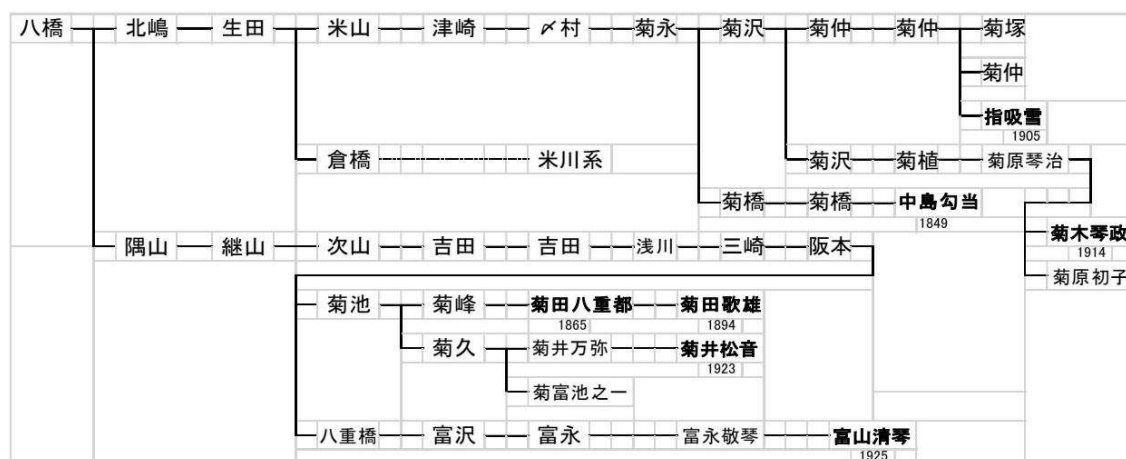


図 1. 八橋検校以下の系譜と「伝授書」の継承 (太字は、本稿でふれる伝授書を授与された者)

系譜は、八橋検校の弟子北嶋検校を祖とする古生田流と、同じく隅山検校を祖とする継山流の二派に分かれる。筆者らの管見に入った伝授書は 6 点あるが、古生田流のものが 3 点で、1849 年 3)、1905 年 4)、1914 年 5)の年紀を持つ。それぞれ別系列の師匠から弟子に授与されたにもかかわらず、文章はほぼ同じである。また継山流の伝授書も 3 点で、1865 年 6)、1923 年 7)、1926 年 8)のものが知られている。前二者は菊池派の、他は富筋の伝授書であるが、細部を除いてほぼ同文である。ただし、継山流菊池派のうち、菊田八重都(1849～1925)の一派だけは、1894 年に大幅な改定を行った。

また平野健次氏 9)によれば、生田流米川系の伝授書は継山流に酷似するという。米川系の祖は、北嶋検校の孫弟子であった倉橋検校である。系譜と伝授書の文言を併せ考えると、継山流の伝授書は最も古態を留めていると推定でき、一方古生田流菊筋の伝授書はいつの頃か改訂された可能性がある。その時期は未詳だが、菊筋の祖である菊永検校(1742～1824)の生歿年から推して、遅くとも 19 世紀初頭には、既に改訂が終っていたと考えられる 10)。

菊田八重都は、江戸時代から伝わった由緒ある伝授書を、日本・中国の古典籍によって大幅に改訂し、1894 年に養女のウタ(初世菊田歌雄)に授与し

た。他の各流派が旧来の伝授書を墨守したことと比較する時、彼の決断は極めて画期的であったというべきである。

筆者らは前稿において次のように考えた。大坂城代配下の武士の家に生まれた八重都は、明治政府の覇権伸長のもとで、西欧の思想や技術が尊重される世相に直面した。彼は洋楽が日本音楽を圧倒する状況に臨んで、ウタや門弟に洋楽器を習わせ、五線譜を用いての日本音楽教育を許した。しかしその一方で、西欧の学術を基盤とする洋楽に対して日本音楽の尊厳を守るためには、その伝承も日本・中国の学術に基づく必要があると考えたのであろう。古典籍による伝授書の大幅改訂は、その意思表示であったと思われる。

前稿で筆者らは、幼少時の八重都が大坂懐徳堂に学んだと推測した。彼の履歴書に、改名して「学問所」に届けたと記されるからである。大坂で学問所といえは懐徳堂を指すが、八重都の場合は当道座における学問所（職屋敷に免状を取次ぐ検校）を指した可能性が高く¹¹⁾、この部分は訂正を要する。武士も町人も等しく漢籍を学ぶ懐徳堂の存在が、大阪人の学風を醸成したことは間違いない。しかしこの事実だけでは、八重都が日本音楽と東洋の学を結びつけた根拠とするには不十分に過ぎる。八重都はどこから、音楽と学術の関わりを学び取ったのか、本稿の課題はここに存する。

2. 『琴曲独稽古』に見える「琴の由来」

八重都が1894年12月、ウタに与えた箏曲伝授書（以下「94年伝授書」という）の文言は、他流の伝授書に見えないものだが、1895年9月出版の『琴曲独稽古』¹²⁾には、これと酷似した記事が載せられる。長文なので、「箏」の由来に関する部分のみを対照して掲げた。

「継山流菊田系伝授書」(1894)	『琴曲独稽古』「琴の伝来」(1895)
<p>箏は十三絃、即世に琴と呼べるもの是也。廿五絃の瑟を分ちて、秦の蒙恬が作る処と伝ふ。風俗通に曰く、礼の楽記を按ずるに、箏は筑身、今の箏は形瑟の如し、誰が改めしを知らずと。箏の形、上円きは天に象り、下平なるは地に象り、中空しきは六合に準ず。長さ六尺は六律に應じ、十三絃は一年十二月と閏月を象り、柱の高さ三寸は天地人の三才に象る。</p>	<p>箏は十三絃 即、目今世上一般に箏といふは是也 秦蒙恬が造る所といふ 風俗通曰 礼の楽記を按ずるに 箏は筑身 今の箏は形瑟の如し 誰が改るを不知 中畧 上円は天に象り 下平は地に象 中空は六合に準ず 絃十二は四時十二月に擬す 柱高三寸は三才に象る 長六尺は律数に應ずと また急就篇曰 箏は瑟の類 本は十二絃 今則十三絃とあり 筑といふは箏の種類にして又別物也 韋昭曰 古楽絃有て之を撃て鼓せず 応劭曰 状瑟に似て大頭 竹を以之を撃 故に筑と名 広韻に云 箏に似十三絃 頸を以て之を築く 故に之を筑と謂などいへり 箏は廿五の瑟を分て十三と為たる也</p>

表1. 「継山流菊田系伝授書」と『琴曲独稽古』の比較

下線で示したように、両者は酷似する（二重下線は、既に1865年の「継山流伝授書」に見える記事）。『琴曲独稽古』（以下『独稽古』という）の「例言」には次のように見える。

- 一 本書の記事はいづれもその専門家に問ひ、かつ訂正を請ひ、又其人の手に成るもの多し、殊に箏曲の如きは、今時多芸秀才の世評ある水原翠香女史が、積年の実験により記したるもの（以下略）

『独稽古』は大橋又太郎（博文館支配人・作家、1869～1901）の編著であるが、実際には複数の執筆者によって書かれ、箏曲については水原翠香の手にな

るといふ。翠香（操、生歿年未詳）には、『女兒私用文例』（手紙文例集。文求堂、1878）、『茶道と香道』（家庭百科全書）（博文館、1908）の著作があり、1903年から06年にかけて、『女学世界』（博文館）に下田歌子や羽仁もと子等とならんで寄稿している。但し『独稽古』には「翠香女史曰」として、古い箏譜に基づき、自ら「幼年より習得せし処の曲」を採譜して、「山下水」と題したという一文が挿入されているから（31頁）、同書の箏の記事すべてが彼女の執筆ではないらしい。また、東京・京都・大阪の箏曲界について触れた部分にも「右三府の箏の相違は記者が年来実地に見聞せしさまを明々白に綴れるのみ 明治廿二三年頃より事故有て音楽社会に立入らずなりたれば其後の景況は不知」と注記されており、「記者」が水原以外の人物であった可能性もある。

「94年伝授書」と『独稽古』（1895）の関係は、どのように考えられるだろうか。年代的に先行する前者は、大阪の一流派の文書に過ぎないから、後者がこれを参照する機会が極めて少ない。しかし逆に、前者が後者を参照することは事実上不可能である。八重都の弟子のうち、初世歌雄以前に伝授書を授けられたのは正木松江（1868）と奥田子静（1881）の二人だけで13）、彼女たちの伝授書が94年伝授書と同文であったかどうか分からない。結局、「記者」が94年伝授書を見たか、或いは94年伝授書の作成に深く関わったかの、いずれかと考える他はなかろう。

筆者らは、「記者」がおそらく94年伝授書を参考に、諸文献を継ぎはぎして『独稽古』を作成したと考える。その理由の第一は、二重下線部にある。

ここでは①箏の長さ、②箏の絃数、③柱の寸法の由緒を述べるが、94年伝授書が継山流伝来の書式を踏襲して①②③の順に記すのに対し、『独稽古』は②③①とするだけでなく、②で「閏月」に言及しない。すなわち、94年伝授書を意識的に変えようとした可能性がある。第二に、実は94年伝授書も山田松黒著『琴曲大意抄』（以下『大意抄』という）から『風俗通』の文言を引用するのだが、『独稽古』はこれをなぞったばかりか、『大意抄』が引用する『急就篇註』などを丸ごと写した。また『独稽古』には突然「中畧」が現れるが、ここは『大意抄』では「傳子曰」と記されている（傳子は「傳玄箏賦序」）。『独稽古』はあえて出典を省き、独自性を示そうとしたのだろう。

なお箏についての記述ではないが、94年伝授書は「瑟」について『白虎通』を引き、

白虎通に曰く、瑟は閉なり、忿を懲らし慾を塞ぎ、人徳を正す所以也と記すが、『独稽古』は、

白虎通曰瑟者閉也忿を懲し慾を塞ぐ所以なり、人徳を正す也と記している。後者は、漢文の読み下しとして中途半端なだけでなく、「所以也」の位置がおかしい。『大意抄』版本では「瑟者閉也 所二以也懲レ忿室一レ慾正二人之徳一也」¹⁴⁾と記されるので、この訓点に従ったと思われる¹⁵⁾。

以上の点から、94年伝授書は『独稽古』を参照したり、それを敷き写したりしたものでは断じてなく、独自に編まれたものと考えべきであろう。

3. 松本操貞と菊田八重都

それでは菊田八重都は、どのような考えで伝授書を改定したのだろうか。

ここで筆者らは、『独稽古』の「序」を執筆した松本操貞（1846～1914）に着

目したい 16)。

松本は上野国（群馬県）で名主の家に生まれ、江戸に出て山田流箏曲・平曲・鍼治を修得した。その後郷里に帰って国学・漢学を学び、歌道にも精進したという。1873年に宇都宮で「盲人教育会」を創設し、翌年には『小学仮字格』（国語教科書）を著した。91年、『読売新聞』に「音楽談」を連載し、山田雲外（源一郎）と論争になって注目された。さらに93年、大宮宗司編『日本雅曲集』17)に「箏曲の伝来」を執筆している。95年には明治女学校箏曲科講師となり、『独稽古』に「序」を寄せた。同年、雑誌『太陽』に「国楽改良意見」を、96年には「国楽改良の模範」を載せている。99年、山下松琴(1848～1918)らとともに「仁康教会」を設立し、「検校・勾当」などの官位復活（71年に廃止）を内務省に請願し、許可された。1914年に69歳で歿したのち、門人らによって『芳桂歌集』が刊行された。

山田雲外との論争については、平田公子氏に優れた論考がある 18)。当時の日本では、「日本音楽は西洋音楽より劣っているが、同一の根源を有している」という音楽観が主流であり、山田の主張もこれに沿っていたが、松本は果敢にも批判の論陣を張った。彼は、当時の日本音楽の一部を改良する必要は認めるが、日本音楽は独自のものであり、音階も西洋とは根本的に異なることを強調したのである。平田氏は「松本のような日本音楽観は当時としては、非常に希有なものであった。（中略）日本に西洋音楽が導入されて以来初めての、日本音楽の独自性を認めた音楽観なのではないか」と評価しておられる。

松本操貞と菊田八重都との直接の交流は、現時点では明らかにし得ない。しかし両者は年齢も近く、日本音楽の独自性を主張しようとする姿勢にも相通じるところがある。松本は「近来、西洋の音楽頻りに流行するに至りたれども、彼にハ彼の旋律ありて、到底我国固有の旋法に合すべきものにあらず、況んや言語風俗の異なりたる我国に向ひて之を強ひんとするが如きハ、到底其の目的を達する能わざるのみならず（中略）大に国家の体面を損じ其の元気を喪はしむるに至る」19)と述べ、「国風音楽」改良のために独自の日本音楽研究を行うべきだと論じている。そこでまず、伝授書の文言から、両者の関わりを推定してみよう。松本の著作「箏曲の伝来」（『日本雅曲集』収録、1893）には、次の文言がある。

上の円きは天に象り、下の平なるは地に象り、中の空なるは六合に準へり

「古伝にいはいはく」として引かれたこの文は、おそらく先述の『大意抄』が引用する「傳玄箏賦序」によって書かれたものと思われるが、94年伝授書にもほぼ同文が記されている。八重都（その支援者）は伝授書改訂にあたり、松本の著作を媒介として『大意抄』を参考にした可能性がある 20)。

また94年伝授書が日本の「筑紫箏」の歴史を記した中に、次の文言がある。

高倉朝の治承年間、やむごとなき方の筑紫に遷され給ひ、箏の秘伝遂に筑後善導寺の僧に伝はりぬ

一方、松本の「国楽改良意見」（1895）には、肥前国（佐賀県）の今泉千春（1775～1836）が1834年に撰した「松響閣箏話」21)を、次のように引用して

いる。

治承の頃某卿筑紫に左遷せられ、民間に伝はりし箏曲をもてあそび、(中略)それを筑後の国善導寺の僧聖光某卿の知音なりければ習ひえて其寺に伝ふ

ともに、箏曲が筑紫(九州)に伝わった年代を治承年間(1177~1180)としているが、「松響閣箏話」の原本は「承久」(1219~1222)となっており²²⁾、「治承」は松本による訂正結果であった。「国楽改良意見」の公表は94年伝授書作成の前年なので、もし両者間に連携がなければ、94年伝授書のこの部分は成り立たなかった可能性がある。

以上僅かな事例であるが、松本の著作が94年伝授書に影響を与えたと思われる徴証を示した。松本だけでなく東京の箏曲家の中には、日本音楽や音楽家の将来を憂え、様々な試みを行う者があり、その動向は関西にも影響を及ぼした。次章で松本や菊田を取り巻く日本音楽の状況を概観し、19世紀末における日本伝統音楽振興の一動向を示しておきたい。

4. 「当道会」「国風音楽会」「仁康教会」

ここでいう「当道会」²³⁾は、1905年に大阪で設立された「当道音楽会」とは全く別で、松本操貞が組織したものである²⁴⁾。『朝日新聞』1893年5月10日付朝刊(東京)は、「盲人救護慈善演奏会」の14日開催(蛸殻町の友楽館)を報道した。「今度有志の盲人等相謀り^{あいほか}当道会といふを設け専ら盲人の教育を奨励し徳義を養ひ且盲人の営業として其の身に適へる音楽鍼灸按摩の三道」を拡張すると記している。福地桜痴の講演のほか、落語・平家琵琶・講談・奇術に当代の名人を揃え、日本伝統音楽も三味線・箏・尺八や長唄の公演があった。三曲は、松島糸寿(山下松琴の門人)ら3名が組んで演奏した。

「国風音楽会」は高野茂(1847~1929)が組織したもので、1891年と92年に学校設立のため「国風音楽慈善会」を開催した²⁵⁾。93年4月29・30両日には、高野の門人が発起人となり、「本邦特有の音楽を振ひ興」すため第1回国風音楽会を開いた。会場は当道会と同じ友楽館である。高野は熊本の長谷幸輝、仙台の山下松琴、京都の井原・井上両検校、大阪の菊山・菊仲・菊塚・中平・中岡の五検校、神戸の中島検校、山田流の山勢松韻を招いた²⁶⁾。

続いて5月27・28両日には、友楽館で第2回国風音楽会が開催された²⁷⁾。ここでも京都・大阪の演奏家が多数出演している。「平家琵琶・琴」を演奏した大阪の菊富池の一は八重都と同じ継山流菊池派で、1912年頃には当道音楽会部長を務めた²⁸⁾。また「三絃」の中平游琴(福之都)^{ふくのいち}は第1回につぐ出演だが、当道座廃止ののち、大阪で結成された地唄業仲間の役職を務めた。1876年には大阪市西区地唄取締となり、「改良唱歌」を製作している。79年に大阪四区二郡取締、83年には関西取締となった。さらに1905年には、当道音楽会を結成して総取締となっている²⁹⁾。八重都より3歳年下の盟友であった。

東京在住者のうち山下松琴は、1899年には松本操貞・西村高遠とともに「仁康教会」³⁰⁾を設立した。なお、同年4月23日開催の大日本国風音楽会演奏

大会³¹⁾に高野は出演しておらず、運営は山下に引き継がれたようだが、松本操貞(琴)が加わっていて注目される。

「仁康教会」は富士講の扶桑教の中に設立された組織であるが、大阪にも働きかけがあったらしく、中平福之都是仁康教会関西支部長³²⁾に、菊田八重都是同音楽部長³³⁾に就任した。八重都が初世歌雄に授けた「野川検校流三絃統系序」(1900)には、「仁康教会大阪支部印」³⁴⁾が捺されている。

以上のように、東京の松本・山下らと大阪の中平・菊田は、演奏会や結社で結束していた。彼らは流派や個人の思惑を越えて、日本伝統音楽を守り発展させることを共通の目的としたと思われる。この紐帯はおそらく1893年の国風音楽会から始まり、99年の仁康教会設立に結実したのであろう。八重都による伝授書の改訂は、まさにこのような潮流の中で行われた。彼は、古典籍を直接には参照しなかったかもしれないが、東洋の学術への深い畏敬の念と、日本音楽振興の強い志を、有していたものと思われる。

注

- 1) 笠井純一・笠井津加佐「箏曲組歌伝授書の伝承と改訂—幕末・明治期における継山流伝授書を中心に—」(『東洋音楽研究』82、2016)。以下「前稿」という。
- 2) 箏曲伝承の系譜は、久保田敏子編『地歌箏曲研究 資料編』(京都市立芸術大学日本伝統音楽センター研究報告6-3、2012)に基づき、必要箇所を補った。
- 3) 1849年12月、菊橋勾当から中島勾当に授与された伝授書。谷垣内和子編『地歌・箏曲の免状』(宮城道雄記念館、1994)による。
- 4) 1905年9月、菊仲検校繁寿から指吸雪に授与された伝授書。京都府立京都学・歴彩館蔵。
- 5) 1914年3月、検校菊原琴治から菊木琴政に授与された伝授書。大阪府立中之島図書館蔵。
- 6) 1865年11月、菊峰勾当池之一から八重都に授与された伝授書。菊田家蔵。
- 7) 1923年9月、大検校菊井万弥から菊菅音弥(菊井松音)に授与された伝授書。久保田敏子「継山流の伝授書(平野健次監修『継山流箏組歌—八橋十三組と秘曲—』東芝EMI株式会社、1981)による。
- 8) 1926年3月、富永敬琴から富山清琴に授与された伝授書。久保田注7)稿による。
- 9) 平野健次「箏組歌と継山流」(注7)アルバム所収)。
- 10) 前稿では、菊筋伝授書の改定を幕末期と推定したが訂正したい。
- 11) 「学問所」に関しては、加藤康昭『日本盲人社会史研究』(未来社、1974)に詳しい言及がある。八重都と「学問所」の関わりを示す史料としては、中塩幸祐『先師の足跡』(箏曙会、1979)の口絵に、酉年(1861)4月21日付の八重都座入告文の写真が掲げられていて、差出人は「学問所 長野検校 亀生一」、宛先は「八十治事 八重都座頭」である。内容は、八十治に座頭の位を授け、同時に八重都と改名させることを学問所(長野検校)がみとめ、当道職惣検校に取次ぐものである。但しこの文書は、菊田家には現存しない。
- 12) 大橋又太郎編『琴曲独稽古』〔日用百科全書第5編〕(博文館、1895)。
- 13) 「94年伝授書」に記された伝授系譜による。
- 14) 山田松黒『箏曲大意抄』(1779)。1903年刊の版本による(国会図書館デジ

タルコレクションで閲覧)。

15)但し『白虎通』の原文は「瑟者。嗇也。閑也。所以懲忿窒欲。正人之徳也。」(『白虎通索引〈付本文〉』東豊書店、1979)で、下線部が異なる。明治の箏曲家達は原文ではなく、『大意抄』から引用したのだろう。

16)松本の略歴は、『読売新聞』1891年6月20日付紙面および勝又傳一郎編『芳桂歌集』(1916)等による。

17)大宮宗司編『日本雅曲集』(博文館、1893)。

18)平田公子「明治20年代前半の日本音楽観—松本操貞と山田雲外の論争を通して—」(福島大学人間発達文化学類『人間発達文化学論集』2、2005)。

19)松本操貞「音楽談」(『読売新聞』1891年5月23日)。但し、適宜句読点を補った。

20)松本は「箏は二十五弦を分けて造れるなどいふ説は、琴と瑟とを混じたる説なるべし」と明確に否定するが、94年伝授書は1865年伝授書を踏襲し、「廿五絃の瑟を分ち」と明記した(但し「父子瑟を争ひて(中略)好事の人の作りなせる説成へし」は除く)。松本説に従わないのは、94年伝授書が『大意抄』引用の『風俗通』によし「今の箏は形瑟の如し」と記したため、瑟との関係を否定できなかったからだろう。

21) 岸辺成雄・平野健次「筑紫箏調査報告」(『東洋音楽研究』28・29、1969)によれば、『松響閣箏話』は今泉千春の著作で1834年の跋文があり、その子千秋(1809~1900)によって校訂された。松本がこの書を見たのは1892年である。

22)高野辰之編『日本歌謡集成』第8巻(東京堂、1942)によれば、本文には「承久のころ」とあり、右傍に「治承公卿朝任(マヽ)」と注されている。

23)「当道会」はすでに1892年5月、人康親王の「追悼音曲会」を開催している。野川美穂子「明治期の三曲の演奏会について—『音楽雑誌』掲載記事を中心に—」(『東京藝術大学音楽学部紀要』17、1991)参照。

24)松本「国楽改良意見」(『太陽』1-11、1895)の著者紹介文に「日本当道会を組織」と見え、『内外盲人教育』5(1916)に掲載された石川兼六「松本操貞君碑」にも「設当道会及仁康教会」と記される。

25)野川注23)論文。第1回と第2回の演奏会の間に高野は新聞記者を招待し、会の啓蒙活動を行った。93年10月には「国風音楽講習所」が落成して開所式を行い、翌年2月から月次例会を開いている。講習所では「流派の如何を問わ^{いや}ず曲の雅俗を論ぜず苟しくも音曲と名の付くものは悉く」講習し、「我国真個の国風音楽を創造」するのが目的であった(『音楽雑誌』32、1893)。

26)加藤柔子「箏絃雑話—明治三十年以前の新人—高野茂先生 全国名人寄せの大演奏会—玉川と松竹梅の糸まわし」(『三曲』22、1923)。

27)野川注23)論文および『朝日新聞』1893年5月26日付紙面(東京朝刊)。

28)池上伊之編『生田流箏曲楽譜 金剛石』(当道音楽会岡山支部、1912)に、「当道音楽会部長 大検校池富池之一閱」とみえる(国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧)。

29)中平福之都の経歴は、「箏曲家略伝(一)中平検校」(『都山流楽報』62、1914)による。

30)「仁康教会」については、塚本虚堂『古典尺八及び三曲に関する小論集』〔塚本虚堂集〕(虚無僧研究会、1993)所収の「仁康教会について」(23頁)、

「仁康教会について」(299頁)を参照。

31)塚本注30)著書(29~30、301~302頁)。塚本氏はこの時のプログラムを、兵庫県宝塚市の中島検校家で実見したとのことである。主催者は山下松琴で、会場は東京神田錦町3丁目の錦耀館であった。この会は事実上、仁康教会の発足記念会であったと推測されるから、出演者はその会員であろう。

32)『昭和前期音楽家総覧』(2008。『現代音楽大観』1927の復刊)には、1899年に「全国当道音楽会関西支部長」に任じたと記されるが、当道音楽会の発足は1905年である。1899年には八重都が「仁康教会音楽部長」に任じているので、福之都も「仁康教会」の関西支部長となったものと考えられる。

33)「菊田八重都履歴書」(下書き、菊田家蔵)に「明治三十二年十一月十二日仁康教会拝音楽部長 検校受く 補権大教正相当」とみえる。

34)菊田家蔵。

謝辞

京都府立京都学・歴彩館、国立民族学博物館図書室には、史資料の閲覧で大変お世話になりました。張麗静氏は、短い時間で翻訳を仕上げてくださいました。また李慶氏には、本学術シンポジウムへの応募に際して種々お世話になりました。記して厚く御礼申し上げます。